

特定非営利活動法人 お助けらっこ 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人お助けらっこという。

第2条 (事務所)

- 1 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。
- 2 この法人は、前項のほか、そのほかの事務所を横浜市および福島市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、地域の人々や高齢者が尊厳を持って暮らしていくことを支援するため、介護および福祉に関する事業を行い、介護が必要な方の社会参加を促し、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

- 1 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (2) 介護保険法に基づく第1号事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) その他の特定非営利活動に係る事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品の販売事業
- (2) 会員相互の交流を図る事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 社員会員及び賛助会員、利用会員

第6条 (種別)

- 1 この法人の会員は、次の3種とし、社員会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1)社員会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)利用会員 この法人の行う事業を利用する目的をもって入会した個人及び団体
- (3)賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助する個人及び団体

第7条 (入会)

- 1 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 社員会員として入会を希望するものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申込むものとし、理事会の確認後理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 賛助会員として入会を希望するものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、これを認めなければならない。
- 4 理事長は、前二項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (入会金および会費)

この法人は、入会金及び会費を徴収しない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)除名されたとき。

第10条 (退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において社員会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条 (抛出金品の不返還)

既納の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条 (種別及び定数)

- 1 この法人に次の役員を置く。
 - (1)理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

第14条（選任等）

1 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（職務）

1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（任期等）

1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第 18 条 (解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において社員会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 19 条 (報酬等)

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 20 条 (職員)

- 1 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

第 20 条 (種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第 21 条 (構成)

総会は、社員会員をもって構成する。

第 22 条 (権能)

総会は、次の事項について議決する

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬等
- (7) 会員の除名
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

第 23 条 (開催)

- 1 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 社員会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

第24条（招集）

- 1 総会は、前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときはその日から起算して20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審査事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

第25条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した社員会員の中から選出する。

第26条（定足数）

総会は社員会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第27条（議決）

- 1 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員会員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員会員の全員が書面または電磁的方法をもって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第28条（表決権等）

- 1 各社員会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、オンライン会議システム(Web会議システム)を通じて出席することが出来るほか、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の社員会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第29条（議事録）

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所(当該場所に存しない社員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
 - (2) 社員会員総数及び出席者数(オンライン会議システムでの参加者がいる場合にあっては、その数を

付記すること。また書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、社員会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

第30条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第31条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第32条 (開催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第33条 (招集)

1 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第 34 条(議長)

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第 35 条 (定足数)

理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

第 36 条 (議決)

1 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面または電磁的方法をもって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第 37 条 (表決権等)

1 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、オンライン会議システム(Web 会議システム)を通じて出席することが出来るほか、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

第 38 条 (議事録)

1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所(当該場所に存しない社員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(オンライン会議システムでの参加者がいる場合にあっては、その数を付記すること。また書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

第39条 (資産の構成)

この法人の資産は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

第40条 (資産の区分)

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

第41条 (財産の管理)

この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第42条 (会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条 (会計の区分等)

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

第44条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条 (暫定予算)

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条 (予備費の設定及び使用)

- 1 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条 (予算の追加及び更正)

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条 (事業報告及び決算)

- 1 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度

終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 49 条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 50 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

第 51 条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

第 52 条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の決議によりこの法人が解散するときは、社員会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事を清算人とする。

第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併及び破産手続き開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において選定されたものに譲渡する。

第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において社員会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームページに掲載して行う。また法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についても、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

第56条（細則）

この定款の施行については必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	和田 光正
副理事長	和田 徳昭
理事	藤井 淳子
理事	國政 修
理事	佐藤 大樹
監事	菅家 聡

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとする。

これは、当法人の定款である。
北海道札幌市豊平区平岸三条八丁目2番10-803号
特定非営利活動法人お助けらっこ
理事 和田 光正

2024年度事業計画書

2024年4月1日から 2025年3月31日まで

特定非営利活動法人 お助けらっこ

1 事業実施の方針

設立2年目となる2024年度は、介護タクシーと介護人員を増やし、階段介助の手配がつかずに通院や外出を諦めてしまう高齢者や障がい者を減らす事に努め、安心して暮らす事のできる地域社会の形成に寄与したい。

また、介護事業所やケアマネージャーと連携し、休日や夜間の緊急対応も行っていきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
介護保険法に基づく居宅サービス事業	訪問介護 身体介護、生活援助、 通院等乗降介助 介護予防訪問介護	法人設立以降通年	札幌市 横浜市 福島市 及びその 周辺地域	3名 から 4名	札幌市 横浜市 福島市 の 高齢者 障害者 その家族 不特定 多数	3,890
介護保険法に基づく第1号事業	居宅介護 居宅介護支援 介護予防支援	法人設立以降通年				
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	訪問介護 居宅介護 通院等乗降介助	法人設立以降通年				
福祉有償運送事業	福祉有償運送(介護タクシー)の運営	法人設立以降通年		3名 から 4名		11,698
その他の特定非営利活動に係る事業	介助者の外出支援	法人設立以降通年				
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定無し					
						15,588

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
物品の販売事業	イメージキャラクター等の作成と販売	実施予定無し	日本国内 不特定多数	0名	0
会員相互の交流を図る事業	会員を対象とした交流会の実施	実施予定無し	札幌市 横浜市 福島市 及びその 周辺地域	0名	0

2025年度事業計画書

2025年4月1日から 2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 お助けらっこ

1 事業実施の方針

2025年度は、介護タクシーと介護人員を増やし、階段介助の手配がつかずに通院や外出を諦めてしまう高齢者や障がい者を減らす事に努め、安心して暮らす事のできる 地域社会の形成に寄与したい。

また、介護事業所やケアマネージャーと連携し、休日や夜間の緊急対応も行っていきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
介護保険法に基づく居宅サービス事業	訪問介護 身体介護、生活援助、 通院等乗降介助 介護予防訪問介護	法人設立以降通年	札幌市 横浜市 福島市 及びその 周辺地域	3名 から 4名	札幌市 横浜市 福島市 の高齢者 障害者 その家族 不特定 多数	3,890
介護保険法に基づく第1号事業	居宅介護 居宅介護支援 介護予防支援	法人設立以降通年				
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	訪問介護 居宅介護 通院等乗降介助	法人設立以降通年				
福祉有償運送事業	福祉有償運送(介護タクシー)の運営	法人設立以降通年		3名 から 4名		11,698
その他の特定非営利活動に係る事業	介助者の外出支援	法人設立以降通年				
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定無し					
						15,588

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
物品の販売事業	イメージキャラクター等の作成と販売	実施予定無し	日本国内 不特定多数	0名	0
会員相互の交流を図る事業	会員を対象とした交流会の実施	実施予定無し	札幌市 横浜市 福島市 及びその 周辺地域	0名	0

2024年度 活動予算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人お助けらっこ
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
2. 受取助成金等			
受取民間助成金			
3. 事業収益			
介護保険法に基づく居宅サービス事業			
介護保険法に基づく第1号事業			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業			
福祉有償運送事業			
その他の特定非営利活動に係る事業			
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業			
以上の事業による収益	19,050,000	19,050,000	
4. その他収益			
受取利息	200	200	
雑収益			
経常収益計			19,050,200
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	11,016,000		
法定福利費	33,048		
福利厚生費	36,000		
人件費計	11,085,048		
(2) その他経費			
教育研修費	6,000		
広告宣伝費	60,000		
交際費	20,000		
会議費	12,000		
旅費交通費	96,000		
通信運搬費	54,000		
アプリ使用料	1,240,000		
消耗品費	36,000		
修繕費	20,000		
水道光熱費	163,000		
車両費	1,020,000		
地代家賃	360,000		
賃貸料	1,260,000		
保険料	144,000		
雑費	12,000		
その他経費計	4,503,000		
事業費計		15,588,048	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	648,000		
法定福利費	1,944		
福利厚生費	12,000		
人件費計	661,944		
(2) その他経費			
業務委託費	1,905,000		
旅費交通費	12,000		
通信運搬費	60,000		
消耗品費	12,000		
水道光熱費	163,000		
支払手数料	36,000		
地代家賃	360,000		
租税公課	5,000		
その他経費計	2,553,000		
管理費計		3,214,944	
経常費用計			18,802,992
当期経常増減額			247,208
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			247,208
前期繰越正味財産額			29,000
次期繰越正味財産額			276,208

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

2025年度 活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人お助けらっこ
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
2. 受取助成金等		
受取民間助成金		
3. 事業収益		
介護保険法に基づく居宅サービス事業		
介護保険法に基づく第1号事業		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業		
福祉有償運送事業		
その他の特定非営利活動に係る事業		
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業		
以上の事業による収益	19,050,000	19,050,000
4. その他収益		
受取利息	200	200
雑収益		
経常収益計		19,050,200
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	11,016,000	
法定福利費	33,048	
福利厚生費	36,000	
人件費計	11,085,048	
(2) その他経費		
教育研修費	6,000	
広告宣伝費	60,000	
交際費	20,000	
会議費	12,000	
旅費交通費	96,000	
通信運搬費	54,000	
アプリ使用料	1,240,000	
消耗品費	36,000	
修繕費	20,000	
水道光熱費	163,000	
車両費	1,020,000	
地代家賃	360,000	
賃賃料	1,260,000	
保険料	144,000	
雑費	12,000	
その他経費計	4,503,000	
事業費計		15,588,048
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	648,000	
法定福利費	1,944	
福利厚生費	12,000	
人件費計	661,944	
(2) その他経費		
業務委託費	1,905,000	
旅費交通費	12,000	
通信運搬費	60,000	
消耗品費	12,000	
水道光熱費	163,000	
支払手数料	36,000	
地代家賃	360,000	
租税公課	5,000	
その他経費計	2,553,000	
管理費計		3,214,944
経常費用計		18,802,992
当期経常増減額		247,208
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		247,208
前期繰越正味財産額		29,000
次期繰越正味財産額		276,208

276,208
523,416

※ 今年度はその他の事業を実施していません。